

第 32 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第 32 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 23 年 5 月 31 日 (火)
14 時 00 分 から
場 所 玉山総合事務所 3 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事録署名員の選出

5 議 事

(1) 報 告

報告第 1 号 合併調整項目に係る調整状況の報告について

(説明者：市長公室 熊谷参事)

報告第 2 号 屋外広告物規制の見直し (素案) のパブリック・コメントの実施
について

(説明者：景観政策推進事務局 川端事務局長)

(2) 審 議

自主的審議事項

審議第 1 号 (追加) 地域活性化部会の委員構成について

6 そ の 他

7 閉 会

盛岡市玉山区地域協議会委員名簿

(任期:平成23年5月31日から平成24年2月12日まで)

	氏 名	所 属 団 体 等
会長	福 田 稔	新岩手農業協同組合 代表理事専務
副会長	右 京 富 弥	盛岡市社会福祉協議会 副会長
委員	右 京 政 秀	新岩手農業協同組合 青年部玉山支部長
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	玉山区自治会連絡協議会 会長
委員	佐々木 忠 政	公募委員
委員	佐々木 正 徳	元市議会議員
委員	佐々木 由 勝	元岩手県二戸振興局農政部長
委員	竹 田 かづ子	玉山区女性団体協議会 会長
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会 会長
委員	津志田 貞 子	元市議会議員
委員	中 村 かおる	公募委員
委員	松 坂 幸 美	渋民中学校PTA会長
委員	皆 川 ミエ子	玉山区婦人団体連絡協議会 監事
委員	村 山 美栄子	巻堀地区民生児童委員協議会 会長

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成22年7月12日 議事録署名員 佐々木正徳 

平成23年7月12日 議事録署名員 佐々木由勝 

議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第32回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成23年5月31日（火） 14時02分から15時35分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者 (29名)

委員 : 福田稔 委員 (会長), 右京富弥 委員 (副会長)
(13名) 駒井元 委員, 齋藤 勲委員, 佐々木忠政 委員, 佐々木正徳 委員
佐々木由勝 委員, 竹田かづ子 委員, 千葉進 委員, 津志田貞子 委員
松坂幸美 委員, 皆川ミエ子 委員, 村山美栄子 委員
(欠席者 右京政秀 委員, 中村かおる 委員)

市側出席者 : 工藤区長, 川村事務長

(16名) (市長公室) 熊谷参事, 古舘企画調整課長補佐
(都市整備部) 川端景観政策推進事務局長, 高橋景観政策推進事務局主任
(玉山総合事務所) 工藤参事兼総務課長, 阿部税務住民課長
高橋健康福祉課長, 佐々木産業振興課長
千葉建設課長
(市民公民館) 竹田館長
(玉山学校給食センター) 北田所長
事務局 (玉山総務課) : 佐々木主任主査, 佐藤 (武) 主査
佐藤 (誠) 主任

5 傍聴者

竹田浩久市議, 高橋和夫市議

マスコミ取材2社 盛岡タイムス, 岩手日報

○ 会議内容

1 開会

(川村事務長) ただいまから第32回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

齋藤委員さんの座席についてでございますが、今回は前任者の柳田委員さんの席にお座りいただくことでご了承いただきたいと思います

本日の欠席委員は、右京政秀委員と中村かおる委員でございます。協議書規定の10によりまして、委員総数の半数以上で会議が成立という決まりでございますので、本日の会議は成立してございます。

2 会長あいさつ

(川村事務長) それでは初めに、福田会長からごあいさつをいただきます。お願いいたします。

(福田会長) ご苦労さまでございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今日は5月の最後の日でございます。あっという間に5月も終わり、いよいよ農家も田植えが終わりまして、順調な生育を見ておるところでございますけれども、昨日あたりは非常に肌寒い日でございます。何となく今年も異常な気候が予想されるような感じもいたすわけでございますが、何とか期待に背かないような天候で推移すればということをお互いに望みたいものでございます。

さて、先ほど委嘱状交付がございましたが、先月玉山区自治会連絡協議会の会長に就任された齋藤勲さんが本日から玉山区地域協議会の委員となりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、東日本大震災ということで、既に2カ月以上経過いたしておるわけでございますが、さらに今月の13日には滝沢村の牧草から基準値を超える放射性セシウムが検出されたわけでございまして、この対応に追われたところでございますが、その後の検査ではセシウムが検出されず、無事に放牧が開始されたところでございます。

本日の議題は、ご案内申し上げております報告2件でございます。委員の皆さんから忌憚のないご発言をいただきまして、この会を進めさせていただければと思うわけでございます。

まことに措辞簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(川村事務長) ありがとうございました。

3 区長あいさつ

(川村事務長) 続きまして、工藤玉山区長からごあいさつを申し上げます。

(工藤区長) ご多用の中、第32回の玉山区地域協議会にご出席くださいます、まことにありがとうございます。

不順な天候が続いておりまして、ただいま会長さんからもごあいさつございましたように、農家の方々、田植え等に変ご苦労されたと思いますし、また週末ごとに天候が崩れておりまして、各学校の運動会等もあったわけですが、大変苦労されたと伺っております。

さて、23年度が始まりまして早くも2カ月経過したところでございます。前回の地域協議会におきまして今年度の事業の概要を説明させていただいたところでございますが、玉山区における各種事業も、皆様方のご協力をいただきまして順調にスタートしておるところでございます。

既にご案内のことでございますが、ただいま会長さんからもごあいさつをいただきましたように、5月11日に県内の5カ所で牧草を採取し、放射能物質の測定調査の結果、滝沢村の畜産研究所の牧草から採取した検体で、セシウムが、放射性物質が359ベクレルというようなことで、暫定許容量を超えておりまして、大変私ども憂慮したところでございます。そのことよっての放牧地への放牧の見合わせなり、あるいはまた採草の中止等の要請もあったところでございまして、大変心配したところでございましたが、5月18日の県北地域の11市町村で確認調査したところ、暫定許容量を下回り、安堵して放牧も開始したところでございます。ちなみに、盛岡が136ベクレルでございます。300が許容基準値なようでございますので、136ということで安心したところでございます。

また、5月15日には、姫神山の山開きが多くのご参加をいただきまして、登頂された方々は被災地の復興に向けて力強いエールを送っていただいたところでございますし、また当日好摩駅の東西自由通路の開通式も行ったところでございます。

今度今週の土曜日でございますが、6月4日に姫神ホールで啄木祭が開催されるわけですが、当日は啄木の令孫、お孫さんでございます玲児様、その方はお亡くなりになったわけですが、奥様の好子様がおいでになりますし、また曾孫の真一様、啄木の長男と同じ名前でございますが、曾孫の真一様もおいでになるということでございますので、皆様方からもご参加いただきますようにご案内申し上げます。

東日本大震災につきましては、盛岡市では継続して職員派遣等をし、また物資の支援等をしながら、その復興支援に努めておるところでございます。玉山区の学校給食についてでございますが、これまで応急的な対応をせざるを得ない状況でございましたけれども、明日からは通常の一般給食を開始できることとなりました。

次に、ユートランド、被災者の受け入れについてでございますが、今日現在で福祉避難所でありますユートランド姫神に4家族10名を受け入れているところでございます。4月に入所された方のうち、2家族がアパートなど新たな生活拠点をみつけて移り住むなど、復興に向けた兆しが見え始めたと感じております。

また、渋民の雇用促進住宅でございますが、ここには9家族19名が入居されておまして、自治会等のご協力をいただきながら、入居された方々へのきめ細かな対応に配慮してまいりたいと思っております。

今日は、市側から報告事項2件、そしてまた皆様方の自主的審議事項1件を協議いただくことにしておりますので、慎重なご審議をお願い申し上げまして、開会に当たってのご

あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 議事録署名員の選出

(川村事務長) 次に、次第の4、議事録署名員の選出でございますが、ここからは福田会長に議長をお務めいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

(福田会長) それでは、4番の議事録署名員の選出でございますが、恒例に従いまして私のほうからご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) では、異議がございませんので、佐々木正徳委員、佐々木由勝委員、ご兩名にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

5 議 事

(1) 報 告

(福田会長) それでは、早速議事に入りますが、本日の会議は公開といたします。

それでは、(1)の報告でございます。報告第1号合併調整項目に係る調整状況の報告についてを説明願います。少々お待ちください。それでは、報告第1号につきましてお願いいたします。

(熊谷参事) 企画調整課の熊谷と申します。前回に続いてまたこの場に立たせていただいております。よろしくお願いいたします。

本日は、平成17年3月に締結いたしました合併協定の調整方針に基づきまして、平成17年度に取りまとめた事務事業調整項目について、前回平成22年6月に報告して以降、現在までの調整状況の報告となります。

調整状況の区分につきましては、資料をご覧くださいと思いますが、統合済み、それから調整中、現行どおりのほかに、統合年度が固まったものや各種計画など策定作業が進んでいるものを統合予定に、それから事業が終了したものは終了したもの、あるいは団体が廃止されたものなどをその他に分類をさせていただきます。

資料の1の事務事業調整項目の調整状況についてでございます。

(福田会長) どうぞ座って説明してください。

(熊谷参事) 失礼いたします。それでは、座って説明させていただきます。

1の事務事業調整項目の調整状況についてでございますが、資料の1及び資料の2をご覧くださいと思います。調整の進捗状況といたしましては、全体の99%が調整済みとな

っております。915項目のうち、調整が済んでいない調整中の項目は5項目であり、昨年6月と比較いたしまして4件の減となりました。着実に合併調整が進捗しているところでございます。

資料1に記載しておりますとおり、統合予定であった項目につきましては、統合済みの項目を網かけで示しておりますが、具体的には4番の水道事業認可及び5番の道路台帳整備事業の2項目が統合済みになっております。4番の水道事業認可は、平成23年3月16日付け、厚生労働省から認可を受けたものでございますし、5番の道路台帳整備事業につきましては、平成22年度から業務委託を一本化いたしまして統合済みとなったものでございます。

また、2番の災害対策（防災無線）につきましては、統合予定から現行どおりとなるものでございます。これは、合併時に平成28年を期限とする無線のデジタル化に合わせて統合する予定としておいたものでございますが、玉山区で使用されております周波数、60メガヘルツ帯でございますけれども、これについては使用期限が限定されないということでございますので、現行どおり運用が継続できることから、そういうことから運用を継続するものでございます。

それから、資料の2に記載しております調整中であった項目につきましては、資料の1と同様に統合済みなど調整方針が決まった項目を網かけで示しております。具体的には、3番の国民健康保険税率、6番の環境衛生推進費補助金、それから7番の道路橋梁維持管理事務（除排雪）及び8番の工事負担金が統合済みとなっております。

次に、資料の2番の主な公共的団体の調整状況をご覧いただきたいと思っております。資料の3もあわせてご覧いただきたいと思っております。調整の進捗状況といたしましては、55団体のうち調整が済んでいない調整中のものは1団体でございます。盛岡市町内会連合会と玉山区自治会連絡協議会のみとなっているものでございます。

最後に、また最初の資料に戻っていただきまして、大きい3番になりますが、附属機関等の調整状況ということで、62機関と書いてございますけれども、こちらはすべて調整が終わっているところでございます。

調整状況の説明につきましては以上となります。

（福田会長） 以上で調整状況の報告ということで、今それぞれ資料の説明がございました。

委員の皆さんから何かお聞きになりたい点ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

（津志田委員） 2番の防災無線についてでございますけれども、ご説明の中では22年4月の調整では無線のデジタル化に合わせて調整統合する予定となっておりますが、23年4月の調査では玉山区で使用されている周波数については使用期限が示されていないことから、現行どおりの運用を継続することとございましたが、東北大震災のときにこの無線が機能されたのかどうかお伺いしたいのですが、私個人的には機能されていなかったのではないかなというのが実感です。それであれば早く改善されるべきだなという思いがいたしました。いかがでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(工藤参事) それでは、私、総合事務所総務課、工藤でございますけれども、防災無線の担当でございますので、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

震災の際の防災無線の活用でございますけれども、確かに今お話しのとおり、停電がございますまして実際には機能しなかったというのが実態でございます。このことにつきまして、今回の周波数の問題ではなくて、停電による蓄電装置、バッテリーの容量が相当少なくなっている現状から機能しなかったのが現状でございます。そういう意味で、前回の協議会の中でもご説明申し上げましたけれども、バッテリーの改修等についてはこれから鋭意努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上です。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) 改修していただけるということでございましたので、ご期待しております。よろしく願いいたします。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐々木忠政委員) 3番の農業農村整備事業の関連で、今見直し作業中から23年度中に統合予定だということで、この計画自体と直接関係……間接的にあると思うのですが、農業振興地域の見直しもあわせてやるということなのではないでしょうか。私、県の農業公社の駐在2年間お世話になって、20年度に、ここにも農業委員さんがおられますけれども、各地区の農業委員さんと一緒に、いわゆる耕作放棄地の巡回といいますか、現地確認をしたときに、農振地域でありながら、もう既に杉の木が立派に立っていると、だれから見ても湿地で農振地域にならないのではないのというところが数件ありました。そこで、この計画と関係あるかどうかわかりませんが、農振地域の中で見直しするとすれば、当然農業委員会にも、産業振興課でも資料あると思うのですが、それらも現地も見ながら、確認もしながら、農振の地域だよということの見直しをしていただければいいのかなと思えます。全く手のかけられないようなところが現実にあったものですから、その辺の見直しをお願いしたい。

それからあわせて、当然やっていることだと思いますけれども、こういった計画は市も農業振興の計画を出すよと、農協さんでも振興計画があるよと。我々農家からすれば、住民からすれば、ほぼ同じような計画でなければ、市の計画はこうだよと、農協の、スタンスは違いかもわかりませんが、ほぼ同じようなイメージで農家がとらえる、あるいは住民がとらえるというような形が必要ではないのかなと。当然やっていると思いますが、農業団体等との連携なり、協議なり、十分すり合わせをしていただきながら計画策定すれば、実現可能な計画になるのかなというように思いますので、的外れの質問だったかと思いますが、関連があったとすればそういったこともこれに入れながらやっていただければとい

うように思います。よろしく申し上げます。

(福田会長) その辺の整合性はどうかのでしょうか、ひとつ。

(佐々木課長) 産業振興課の佐々木でございます。ただいまのご質問の中身ですけれども、農業振興地域の見直しの関係でございますけれども、これは5年に1回ということで、今その作業をしているということで、今回そういった5年に1回の見直しに合わせた形で統合しようということで、23年度、今年度調整をして、来年度の見直しに合わせたいということで今作業をしております。

それから、耕作放棄地の関係につきましては、別途耕作放棄地の協議会を組織しております。これには農協団体、それから行政の関係者、それから改良区の関係者、農業委員会、そういった農業に携わる団体をもって構成をして協議をしております。現地等を見ながら、確かに農業振興地域内であって、耕作放棄されて10年以上もたっているというようなことで、柳の木が生えたりというふうな状況のところも見受けられます。そういったところについては、この協議会の中では本来はそれを復元するという目的を持って協議会を組織しておりますので、復元できるものについては所有者との協議の中で、その近隣の中核となる農家のほうで担ってもらうことで、今その調整をしながら耕作放棄地を解消していきたいということで、実際には玉山区におきましては生出地区においてそういった耕作放棄地の解消をした実績もございます。現地等を見ながら、場合によっては、農業振興計画に基づく、いわゆる農業を振興する地域には当てはまらない地域にあっては、白地にしていく作業も並行していかなければならないというふうなことで、現地を見ながらそれぞれのケース・バイ・ケースで考えてまいりたいと思っております。

それから、今申し上げましたように、いろんな各種団体で持っています農業計画についての整合性の関係、委員さんおっしゃるとおりだと思います。今後そういった農業団体との連携を深めながら、計画が統一性のあるものの計画をもって、この地区の農業振興に寄与してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

(福田会長) よろしいですか。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(佐々木由勝委員) それでは、教えてほしいのですが、資料3の公共的団体の調整状況、自治会長さん、新しい委員になられて、ご発言の予定があったかもしれませんが、自治会協議会以外は全部合併をしましたと、大変計画どおり素晴らしいなと思っております。自治会協議会においては、この地域の実情、あるいは旧市の実情等の違いもあるのではないかとということで大変議論を重ねております。既に何十という団体が合併をしているわけですが、合併すればいいというものではなくて、その後のメリットなのか、デメリットなのか、あるいは問題点はないのか、合併して非常にうまくいっているのか、この辺の把握をいたしておれば、問題になっている団体はどこ、あるいは課題が残っているのはどこというような評価をいただきたいと。まさに評価なしの調整状況では、説明に値しないので

はないかなと感じましたので、自治会協議会が検討しているから申し上げるわけではありませんが。聞くところによると、合併してうまくいっていない状況の団体が非常に多いわさがあったりして、地域活動する中では少し問題だなと思ったりしておりますので、行政サイドとすれば合併協議会の協議事項として進められておると思いますが、やはり結果について把握をし、改善点があれば改善をされるように、それぞれの関係機関のところでご指導があってもよろしいのではないかなと思いますので、見解がございましたらご回答をお願いしたいと思います。

以上です。

(福田会長) お願いします。

(熊谷参事) この件については、私からご回答を申し上げます。

佐々木委員さんのご指摘についてでございますが、統合済みのところにつきまして、当課で一斉にどのような状況かということを実時点では把握してございません。おっしゃるとおり、統合した結果うまくいっている例、あるいはなかなか統合のメリットを生かし切れない面もあるかもしれません。そういったところを子細に把握してございませんので、その辺につきましては当課のほうでお時間をいただきまして、いずれ新市の一体的なまちづくりという一環の中で、団体が話し合っただけでいい、あるいは統合しましょうというような、そういう結論を得て統合した団体もあれば、現行どおりのところもあると思います。そういったところにつきまして、合併後5年経過したということでもございますので、お時間をいただいて調査をさせていただきたいなど。結果については、後ほどご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(福田会長) よろしゅうございますか。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(竹田委員) 資料2の6番、環境衛生推進費補助金、これについてですが、統合済みで、以前は衛生組合という組合があって、そこに薬剤が来て、そして町内というか、自治会で配付したりしていたのですが、それが見直しになって、今はもうどちらのうちも新しくなって、以前のように薬をまくということがなくなりまして、当然これはなくなったものだと思っておりますら、現物配付する方式に見直したものとすることが書かれておりますので、ここのところ理解できないので、お話ししていただきたいのですけれども。

(福田会長) はい。

(阿部課長) 税務住民課の阿部と申します。防疫薬剤の共同購入補助ということで、合併協定上5年をめどに再編ということで決まっていたものでございますけれども、これにつきましては合併後も各地区のきれいなまち推進員さんに自治会地区の必要量を取りまとめていただいて、従来補助という形でございましたけれども、必要量の2分の1を現物で購入、給付させていただくという事業で行ってまいりました。当初は、合併前からの経緯で個人の

方が個人的に利用される場合も給付の対象となっておりましたけれども、22年度から見直しをいたしまして、自治会のほうで半分は負担していただけるという場合につきまして、現物で半分の給付させていただくことに再編してきたものでございます。この事業は、今のところそういった形で続けさせていただくことにしております。

(福田会長) よろしいですか。

(竹田委員) 今でも申し込みがあるのですか。

(阿部課長) 継続するかしないかに際しまして、自治会、あとはきれいなまち推進員にアンケート調査いたしまして、必要な部分もあるということ把握した上で続けることにいたしましたものでございます。

(竹田委員) 補助金というのは決まった額ということではなくて。

(阿部課長) 決まった額ではなくて、予算の範囲内で必要量の半分の購入して現物給付させていただく形になります。

(竹田委員) 内容はわかりました。以前はどちらの家庭もまいていたのですけれども、現在ではそういうことなくなっているかと思っておりましたので、こういう制度があるというのは今再確認しました。

(阿部課長) 中には、おうちでまくというのもありますし、自治会の集積所とか、公民館の周りにまくというので、そういった形で、あとは自治会のほうで購入して、小分けして、各家庭に配られるという形も残っております。

(福田会長) よろしいですか。

(皆川委員) 今の件なのですけれども、好摩東自治会なのですが、二、三日前に役員会やりましたときに、まちづくり推進員、うちのほうだと保健部長にもなっているのですが、まだ農家では使うということで、毎年うちの自治会は注文しています。去年の分1缶残っているということで、今年は2缶を注文したと言っていましたけれども、そういうことで赤石さんのほうのように町の中と違って、うちのほうだとまだまだ必要などころがあるように思っています。

(福田会長) よろしいですか。あとは違ったやり方でやっているところないですか。
はい、どうぞ。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。

(なし)

(福田会長) なしという声でございますが、報告第1号につきましては終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) では、第1号の報告については終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、報告第2号に入ります。屋外広告物規制の見直し(素案)のパブリック・コメントの実施についてを報告いたします。

それでは、お願いいたします。

(川端事務局長) 景観推進事務局の川端でございます。よろしくお願いたします。

まず、表紙を見ていただきたいと思いますが、屋外広告物の見直しということでございます。明日6月1日から30日間のパブリックコメントを始めるという中身でございますけれども、これにつきましては昨年度から市長の附属機関でございます屋外広告物審議会というところがございまして、その中で規制の見直しについていろいろ議論してまいったものが5月中旬にパブリックコメントをしましょうということになったので、6月1日から実施するという中身でございます。

まず、1ページをご覧いただきたいと思いますが、まず目的を記載してございます。現在の屋外広告物関係につきましては、20年の中核市移行ということで、県から移譲されて、県と条例を全く同じものとして扱ってございます。一方、盛岡市においては、平成21年度に景観計画を定めて、それぞれの地区に従った景観行政をやっていきますという前提に立ってございます。その関係で、屋外広告物についても見直しをするものでございます。

見直しの内容についてでございます。まず、資料の1、5ページになりますけれども、資料1と記載されている内容を見ていただきたいと思いますが、まず種類の整理でございます。今までは紙とか看板、広告柱といろいろございましたけれども、これらについて種類を見直しをして、簡素なものは簡素にということで、わかりやすい内容なり簡素化するという中身でございます。

それから、区域区分の見直しについてでございます。これにつきましては、現行では禁止地域と許可地域の2本立てでございましたけれども、景観計画の区域区分に従うという中身にしてございますので、例えば17ページをごらんいただきたいと思いますが、参考資料の17ページになりますけれども、これは市景観計画の区域図でございます。分類につきましては、3種類に分類してございます。市街地景観地域と言われる、いわゆるまちの中と言われるものでしょうか。それから、田園・丘陵、いわゆる田、畑があるような区域、それから山地景観というような区域、3本立てで現在の景観計画はなっておりますので、これに従った区域区分にするという中身になってございます。

そのほか、景観計画の中では、歴史的景観保全区域とか、河川・眺望景観保全区域等がございますので、これについての上乗せもございますから、それらについても上乗せをするという中身にしてございます。

具体的には、また戻りますが、2ページをご覧いただきたいと思います。区域区分の変更ということで、基本となる区域は先ほど申しました景観計画に定める市街地景観と田園・丘陵、それから山地景観になってございます。それを市街地景観については、都市計画の用途、第1種低層住居とか工業とかいろいろございますので、低層住宅系と中層住宅系、それから商業系というふうに分類してございます。

これ以外に特別規制区域ということで、今まで禁止地域にあったものですが、禁止地域に相当する部分を特別規制区域というふうにしてございます。

それから、あと3番ですが、盛岡市が独自に上乗せするのは、先ほど申しました景観計画の中で景観形成重点地域と指定しているものについて上乗せをしていくというような中身にしてございます。

そのほか、プラスアルファとして屋外広告物景観促進地区というのを新しく制度をつくります。これにつきましては、市全体の規制ではなくて、狭い区域の中で規制を強化したほうがいいのか、そういう議論があると思いますので、そういう区域については市長が指定できる制度を入れたということでございます。

次に、3番目でございます。これは、建植広告物と建物利用広告物の許可基準の見直しをしてございます。建植広告物というのは、いわゆる足があるものということで、立て看板等がございます。それから、建物利用というのは、建物を利用した広告板、そで看板、それから屋上広告物、これらについて、面積、大きさについて規制する格好になってございます。

具体的には6ページに戻りまして、広告物と言われるものには一応3種類ございます。自家用広告物と呼ばれるもの、それから案内誘導広告物と呼ばれるもの、それからその他一般と呼ばれているものです。自家用というのは、自分の敷地に管理上必要なものということになります。案内誘導広告物というのは、その場所に行くための、誘導するための看板。それから、一般というのは、商品名の広告とかそういったものが一般と呼ばれております。ここでは、また戻りまして資料7ページになりますが、建植広告物の自家用、それから8ページには案内誘導広告物、9ページには一般広告物、それぞれに規制値としての高さ、面積、それから看板同士の相互距離ということで記載してございます。

屋外広告物審議会の中で総意としてございましたのは、商業系と呼ばれている地域、例えばここには工業系とか準工業とか、都市計画上の用途がございしますが、そういうところはある程度規制を緩くしても、やっぱりにぎわいとかそういう演出のために必要ですねと。それから、国道沿い、例えば4車線沿いの道路、そういう部分についても、車が走る上では大きさとかある程度の面積がなければだめですので、ある程度規制を緩くしてやりましょうと。それから、逆に住居系については、規制を厳しくしたほうがいいのかということで、そういう基本的な考えのもとに数字は選定してございます。例えば7ページの現行ですけれども、今までは高さ制限はなかったわけですが、これについては新たに高さ制限を入れていると。それぞれの区域で高さ制限がメーターとしてあると。それから、投影面積についても、30平米、今まであったわけですが、これについてはいろいろ議論があった中で自

家用広告物の判断としてはこの程度というようなことをしてございます。

これらの数値の中で特に申し上げるべき中身としては、個数制限を導入してございます。特に案内誘導広告物についてはかなり乱立しているという状況がございますので、第1種、第2種市街地景観、それから田園・丘陵、山地景観、これにつきましては全体で案内誘導としては6個までという中身にしてございます。一方、第3種市街地景観については、制限なしという中身にしてございます。これが特徴的な中身だろうと思っております。

それから、10ページも、これは建物利用広告物になりますが、これについても家用広告物、それから案内誘導広告物、一般広告物というふうになんろんな看板ごとの種類でそれぞれメーターを、大きさ、高さ等の基準を設けてございます。これらについては後でご覧いただければと思いますが、今まで高さ制限がなかったものに導入したりもしていましたし、面積制限がなかったものについても面積について導入しているというようなことがございますので、後でご覧いただければと思います。

それから、ページを戻っていただきまして、簡易広告物の許可基準の見直しでございます。これについては資料4ということで13ページになります。これらについての見直しは、基本的には岩手県さんと同一にしております。それぞれ変更は、これについてはあまり手をつけていない状況でございます。

それから、その他の見直しの中身ですけれども、審議会等で議論がございましたので、色々つけ加えたりしてございます。まず、木製の広告物については、許可期間の6カ月を1年間に延長すること、それから条例の適用そのものを除外しようというものもございます。これについては、工事用看板、それから山火事注意看板は、これは許可不要、届け出不要というふうにいたしました。それから、届け出により広告物を設置できる団体の追加ということで、今までは米印に書いています交通安全協会等がありましたけれども、今回地域の町内会、自治会を追加したところです。

それから、制度の新設としましては、照明装置のある広告物を規制しますということで、上方への照射を禁止しますという中身にしてございます。それから、田園・丘陵と山地景観については、電光掲示板というのですか、可変表示広告物というのですけれども、これらについて大きさを制限してございます。

それから、集合広告物の基準の緩和ということで、資料5をご覧くださいますが、ページ数については14ページになります。今まで乱立で、商店とか会社がそれぞればらばらに立てて、乱立ぎみで目立つということがありましたけれども、これはやはり集合化しようということで、あめの部分としては集合化の関係で個数に応じて1.2倍から1.5倍まで面積は緩和しますという中身にしてございます。

それから、公益上やむを得ないと認める広告物の特例でございます。これについては、特にイベントが多いと思えます。今現行でも、例えばチャグチャグ馬コとかさんさ踊りの市役所の前に看板がありますが、これについては基本的には違法ですので、やはりイベント上、そういうことの許されるようなものがあるでしょうから、それについてはちゃんと審議会で議論して許可しますという中身にしてあります。

それから、違反对策の強化ということで、違反者に対して今までは即除去命令とか撤去命令とか色々なわけですが、それでは極端過ぎるので、まず勧告できる制度、それから勧告者の氏名を公表する制度、それから違反なものを表示する制度、これは新たな違反对

策として設けるということをございます。

それから、屋外広告物景観促進地区の指定ということですが、先ほども申し上げましたけれども、より狭い範囲で規制を強化したほうがいだろうというようなものがある場合について該当させようということで制度をつくと。今のところ予定しておりますのは、明治橋のほうにあります大慈寺、鉾屋町地区のところでもちづくり計画ということで地元の人といろいろ論議をしておりますが、その中でやっぱり歴史性のある建物に屋外広告物としてふさわしいもの、色、大きさ、それからもろもろそういう電光関係もそうですが、それらについてもふさわしいものとして基準をつくりましょうという話が出ております。

それから、最後になりますが、施行期日の関係でございます。パブリックコメント終了後、また審議会にかけるわけですけれども、9月議会には議案として出したいと。6カ月間の周知期間を経て来年の4月1日から施行したいということが1つ。

それから、条例上の問題として、大幅な改正になりますので、10年間の経過措置ということで謳おうとしているものでございます。

内容については、急いで説明しましたのでこういう関係になります。それで、15ページを開いていただきたいと思えます。上乘せ規制の一つですけれども、資料の6に河川・眺望景観保全区域の高さ基準ということで、市の景観計画の河川景観保全地域というのがあるわけですが、ここでいうと、玉山区ですと、北上川、それから松川、それから生出川が対象地区になります。範囲については、河川区域から30メートルの範囲になりますので、これらについての高さの制限を設ける中身です。中身については、景観計画と同様の中身でございます。

それから、眺望保全ということですが、これについては景観計画に盛岡城跡公園から岩手山の眺望、盛岡城跡公園から南昌山の眺望、開運橋から岩手山の眺望、それから与の字橋から愛宕山眺望ということで、4点が今指定されてございますので、これについても同様、屋外広告物についても同様の対処をさせていただく格好でございます。

それから、次の18ページですが、また上乘せ基準の話になりますが、景観計画の中のうちの景観形成重点地域というものを指定していますが、その中の歴史景観地域として盛岡城跡公園とその周辺、それから北山ゾーン、河南ゾーン等を今現在指定してございますので、これらについての基準が若干ほかの区域よりは厳しくなる中身でございます。

以上、簡単に説明いたしました。かなり混乱していることもあると思えますが、よろしくお願いいたします。

(福田会長) 以上で説明終わりましたので、委員の皆さんからいろいろご意見、ご質問等があるかと思えますので、お出し願いたいと思えますが。

はい、どうぞ。

(竹田委員) 案内広告物についてですが、玉山区では何個というふうには決まっていると思えますけれども、せんだって案内板が足りないということで申し出たのです。日ごろ感じておりますが、ユートランドに行く道の案内板がすごく足りなくて、何個あるのかは把握していないのですけれども、とにかく道を教えてくれということばかり毎日のように尋ねてこられるので、案内板何個あるのかな。そこを伺いたいのです。そして、それに規制がつい

ているのかどうかということ伺いたいと思って。

(佐々木課長) 産業振興課でございます。ユートランドの案内板ですけれども、国道4号から主に案内をしております。渋民からの案内と好摩口からの案内の2系統でございますけれども、渋民のほうにつきましては交差点、交差点に案内板をつけております。個数までは詳しくは把握しておらないのですけれども、いずれ交差点、交差点ということで、下田地区が複雑になっておまして、あの辺に二、三カ所ぐらい続いているのがあります。あと、好摩地区のほうについて、好摩口のところから誘導して、陸橋を越えて玉山石油さんのところに1カ所、それから巻堀中学校に入るところに1カ所、それからたけやさんのところの十字路のところ1カ所、それからずっとあとは市道の好摩生出線ですか、市道にも2カ所ほど設置をしておるといふふうに思います。あと、282号のほうについては、F1という大きい案内板が、あそこの前の分かれの南側のところに1カ所ついておりますし、生出のほうに来てから入る手前の二、三百メートル手前のところにF1型のやつが1カ所ついてございます。個数全部で幾らかということになると、済みません、把握していないのですけれども、いずれ県の事業を導入して、平成11年に設置をしたと記憶をしております。その後に増やしたりというふうなことはしていません。ご指摘もあまして、わかりづらいということで検討はしておりますけれども、なかなか具体的にすぐどうのこうのというところまではまだやっていない状況でございます。ユートランドの関係は以上でございます。

(福田会長) いいですか。

(竹田委員) わかりやすくしてほしいです。西根のほうに行ってしまうようで、何かその辺、好摩口から入ってくるのだけれども、西根に抜けてしまう人が多くて、また戻ってきて、何回も行ったり来たりして、うちに寄って聞かれるのです。そこのところの明示がないのかなと思うので、もう少し検討して。来ていただいて、遠くから来たというと、本当に私うれしい、わあ、ありがとうと言って道案内きちっとするのだけれども、それで行くと思うのですけれども、何かしょっちゅうなので、はっきりわかるように、こう行って、こう行ってと教えるのですけれども、もう少し簡単に、通過してしまわないような方法をとっていただければいいなと思って、何かこれに規制がかかっているのかなと思ったりして、検討していただければいいなと思います。お願いします。

(福田会長) 今のご意見等もあるわけでございますので、その辺もうちょっと検討してみたいと思います。

そのほかございませんか。はい、どうぞ。

(佐々木由勝委員) 教えていただきたいのですが、この看板関係の条例化をしてきちんとやることについては大賛成です。ご苦労さまでございます。

そこで、市長から許可をいただくときの申請はどこにするものなのでしょうか。

あるいはまた、違法、違反を見回る方はどなたが見回って歩いているのでしょうか。

3点目は、貸し看板というのが時々見えます。いい商売だなと思って見ておりましたが、貸し看板の扱いについてはどうなっているのか。

以上3点を簡単に教えていただければ幸いです。

(福田会長) では、お答え願います。

(川端事務局長) まず、申請の関係でございますが、事務局としては景観政策推進事務局ということで、都南分庁舎のほうに都市整備部がございますので、そちらのほうに申請していただくということになります。

パトロールですけれども、これについては基本的には、職員が今3人おりまして、申請が出てくるのですが、その出てきた段階でそこをまずチェックすると。その後、当然見て回っていて、新しいものとか、変なものがあれば、その会社に電話して是正をお願いしていると。去年もスーパーとかは是正をしていただいておりますし、車屋さんも結構是正してもらっております。ただ、余り目立たないものですから、皆さんが余り意識していないということもあるのでしょうかけれども、そういう是正措置はかなりやっております。

それから、看板業ですけれども、これ基本的には設置者、看板を設置する者、それから広告物を出す者、あとは業とする者がいるわけですが、大体は業とする者がその場所を借りて、そして大きな看板を立てて、そして外枠ですね、外枠をやって募集すると。その段階でこういう感じになりますのでということで許可をもらいに来るという中身です。ですから、そういう状況ですので、物によってはできてしまっただけからまずいですよという話もあります。ですから、こちら辺は業者が業登録ということで登録していて、資格者なわけですけれども、なかなか看板業というのは物によってはすぐ立ててすぐ撤去できるという部分もありますので、イタチごっこの部分はありますけれども、先ほど言ったように規制強化というものも審議会から強く言われておまして、すぐ撤去命令で、結局市が撤去しなければならぬ部分も出てきますので、そうではなくて、企業名を公表するとか、そういう手段でやりましょうというようなことにしています。

(福田会長) よろしいですか。そのほか。

はい、どうぞ。

(津志田委員) 高さ、個数、面積は、一応ここの書類に書いてございましたが、配色はどのようになっていますでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(川端事務局長) 色については、今の段階として規制はございません。

(福田会長) よろしいですか。そのほか。

(なし)

(福田会長) なしという声がございしますが、ここで報告第2号を終わってもよろしいですか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) それでは、以上で報告第2号については終わりいたします。どうもありがとうございました。

(2) 審 議

(福田会長) ここで事務局から追加の提案がございします。審議の自主的審議事項といたしまして、地域活性化部会の委員構成についての提案でございましたが、これを審議することとしてよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) それでは、説明願います。

(川村事務長) それでは、私から説明をさせていただきます。

資料は、お手元の右肩のところに審議第1号と記載されている片面刷り1枚物でございます。本日付で前柳田委員の後任として齋藤委員を委嘱させていただきましたが、齋藤委員につきましては、前柳田委員が所属しておられました地域活性化部会への所属をお願いすることを提案するものでございます。

また、決定をいただいた後には、部会メンバーの互選によりまして部会長、副部会長を選出していただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

(福田会長) 以上で説明が終わりましたので皆さんからご意見を賜りたいと思いますが。

(なし)

(福田会長) それでは、齋藤委員さんには地域活性化部会に所属ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) それでは、ここで暫時休憩をいたしまして、地域活性化部会を開催いたしまして、部会長、副部会長を選出したいと思っておりますのでよろしくお願ひいたしますが、よろしゅうございますか。

(「はい」 の声)

(福田会長) では、暫時休憩いたします。

(休憩) (15 : 02)

(再開) (15 : 12)

(福田会長) それでは、会議を再開いたします。

地域活性化部会の部会長、副部会長についての報告をお願いします。

(川村事務長) 部会長につきましては、津志田委員、副部会長につきましては齋藤委員、それぞれが選出されましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

(福田会長) それでは、ただいま報告いただきました、部会長には津志田委員、副部会長には齋藤委員を選出されたようでございますけれども、このとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) では、全員異議がございませんので、このとおりに決定させていただきます。

6 その他

(福田会長) それでは、その他に入ります。

では、川村事務長からお願いします。

(川村事務長) 私からは、前回の地域協議会における委員からの質問事項への回答につきまして、お手元の横長の資料、(その他①)となつてございますけれども、こちらで説明をさせていただきたいと思えます。2枚物、裏表の印刷でございます。

初めに、好摩駅西側にあるカーブミラー、それはそのまま残すことになるのだろうかというご質問でございましたけれども、こちらにつきましては記載のとおり、7月から8月ころ、好摩駅前の車通行の社会実験、これを予定しております、その実験の前に撤去することとしております。ただし、実験結果を踏まえて、必要がある場合は再度設置すると、このような予定でございます。

次に、今回の地震、3月の地震でございますけれども、滝沢村メディカルセンターからの放射能汚染の情報、これがあるのかというご質問でございましたけれども、こちらにつきましては4月15日に日本アイソトープ協会滝沢研究所、こちらに照会をさせていただきました。結果、施設入り口付近に設置しているモニタリングポストの数値をホームページ

で公開しているというご回答でございました。また、11日の地震による同施設の被害でございしますが、これはないが、余震を考慮して焼却部門は稼働を休止しているとのことでありました。

測定数値につきましては、4月10日の1時間当たりの平均値でございしますが、滝沢研究所のところは0.060マイクロシーベルトでございました。裏面でございしますが、参考までに県の環境保健研究センター、これは都南の飯岡新田地区にございますけれども、こちらが0.0245マイクロシーベルトでございます。参考までに、このモニタリングポストの測定値から年間の値を推計しますと、そちらの計算式にございますけれども、525.6マイクロシーベルト、これは1年間ということにございますけれども、国際放射線防護委員会の勧告によりますと、1,000マイクロシーベルト以下であれば、さらされてよい人工放射線の限度だということにございますので、その基準内ということにございました。

次に、5月19日でございしますが、同じく同研究所に照会をいたしました。その結果、焼却部門については通常どおり稼働を再開しているということにございます。

次に、旧村時代に締結いたしました環境放射能の安全確保に関する協定書、これに基づく22年度の測定結果の報告は、今年の8月ごろ提出する予定でございしますが、従来よりも数値が高くなっているだろうということにございました。

また、同施設、この研究所でございしますが、医療機関からの放射性廃棄物のみということで、ヨウ素125、それからコバルトでございしますが、これらの処理、保管を行っておりまして、セシウム等の半減期の長いものは含まれていないということにございました。すべて半減期が短いことから、年数のたったドラム缶につきましては、放射線が皆無となっているものと想定しているということでもございました。また、同施設建屋で保管している焼却、圧縮等処理済みの放射性廃棄物は、200リットルドラム缶で6,000から7,000本あるそうにございまして、全体のスペースの5分の3を占めているということで、これは1987年の開設からの二十数年分ということにございました。

もう一つでございしますが、ドラム缶は地震等の揺れでも倒れたりしないよう、建屋内の前後、左右等にすき間を生じないように並べて保管しているということを確認してございます。

次に、生出水源地付近にある重金属を扱う産廃処理場による水道水への影響についてというご質問でございましたけれども、これは4月15日でございしますが、上下水道局に照会をいたしました。生出の水質については、法令に基づく検査に加え、市独自の検査も行っており、上水、原水とも基準を下回っているという報告をいただいております。また、刈屋浄水場の水質についても同様に検査しており、問題がないとしております。すぐ近くに鶏舎があるのは認識しているが、廃棄物処分施設等の有無は認識していないと。水源は、配水池の南側500メートルくらいのところにあるということにございました。

また、同じ月の20日でございしますが、現地周辺を我がほうの税務住民課で視察しておりまして、刈屋簡易水道配水池周辺、これを視察いたしました。すぐそばには、シイタケ栽培施設らしきものはあるが、その施設をカモフラージュに有害物質を埋め立てているようには見受けられませんでした。

同じく22日に現地周辺を視察いたしまして、配水池南側500メートルに位置する刈屋水源の周辺を調査いたしました。不審な施設等は見受けられませんでした。

最後に、地震の影響による子供のメンタルケアにつきまして、学校ではどのような体制で実施しているのかというご質問でございましたけれども、市には20名のスクールカウンセラーが小学校2校、中学校20校の計22校に配置されているところがございます。配置されていない学校の場合は、近隣の小中学校へ月に1回程度訪問、巡回で対応しているということでございます。

なお、県教育委員会では、3月に児童生徒の心のサポートチーム、これを編成いたしまして、4月にはサポートチームによる教員の研修会、これが実施されております。この研修を受け、各学校では5月までに学級担任による心のケアの授業、これは仲間づくりですとか、ストレスマネジメント等でございますが、これを実施しております。スクールカウンセラーがこれに対して支援しているということでございます。また、学級担任による児童生徒への個別面談、これを実施いたしまして、状況に応じてスクールカウンセラーの個別面談につなぐほか、重い状況にある場合は関係機関につなぐよう体制が整えられているということでございます。さらに、学級担任が継続的な観察指導を行い、スクールカウンセラーの援助を受けながら児童生徒、保護者の心のケアに当たっているというものでございました。

なお、前回個別の事例等の照会もございましたけれども、教育委員会では、これは個人情報に当たるということで、個別の事例にはお答えできないということでありましたので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

(福田会長) 以上で前回の協議会で皆さんから質問がございました事項について回答がなされたわけですが、これについて何かお聞きになりたいことがございましたならば、ひとつお出し願いたいと思いますが、よろしいですか。

はい、どうぞ。

(佐々木由勝委員) 大変課長さん以下にはご苦勞をおかけしました。大変調査に時間がかかったようでございまして、ありがとうございました。

それで、特にアイソトープの関係、4月10日、0.06という数字があるわけですが、ちょうどこのときの県が実施しております本宮といいますか、飯岡といいますか、あそこの県の施設の場合は0.02なのです。そうすると、0.04、アイソトープの研究所のところは高いと。したがって、通常0.04は、アイソトープの燃焼処理をしている煙によって出ているものだというふうに解釈できそうにも思いますし、量的には大きな問題ではないようでもありますけれども、常日ごろ、この設置については大変反対行動等々があったわけでありまして、継続的にご調査をいただいて、あまり公表するものではないと思いますけれども、市役所としてもその都度状況を把握しておいたほうがよろしいかなと思っております。特に岩手山の噴火とか、防災体制の見直しととやかく言われております。今話を聞きますと、ヨウ素、コバルトですから、半減期が8日とか10日の世界でございますので、何十万本とあるドラム缶のうちの多くは、そういうものが出ない状況になっているようでございますけれども、もしかしてそういった噴火のような場合に破裂をしたときに、本当に全体に影響するヨウ素なりコバルトが出ないのかどうか、出るとすれば想定外なんて話ではな

くて、避難路、避難場所等々が全く変わってくるわけでありまして、今防災課でそういった計画の見直しをしているそうでありますが、玉山区とすれば、好摩も3キロ圏内、渋民の集落も3キロ圏内に入っております。大変な事態になりますので、この0.06の中身について、今の福島の影響が0.02と公表していますので、0.04は常にあるという状況下の中でデータの把握なりをしていただければ幸いだなと思っております。

次のガセネタの話でございまして、調査をしていただいて、そういう重金属の廃棄物はないという調査を課長さん以下にいただきました。大変ありがとうございました。安心をして水道の水を飲まさせていただきます。ありがとうございます。

(福田会長) そのほかございませんか。

(竹田委員) 村山美栄子委員のカーブミラーについて、残すことになるかというご質問に対してですが、毎日あそこを通っている身にすれば、カーブミラーがなくなるということは大変危険が伴ってくるのではないかと思いますので、一応実験の結果を踏まえてということですが、取り除かない方向でお願いしたいなと思っております。あそこがあるので、丁字路になっていますので、左右が見えるということはとても運転する身にとってはやっぱり大事なことなので、一応これはご考慮いただきたいと思っております。

以上です。

(福田会長) 要望としてお聞きいたしたいと思えます。

そのほか。

(なし)

(福田会長) ないようですが、次に進めさせていただきます。

はい、どうぞ。

(工藤参事) それでは、事務局から説明をさせていただきたいと思えますが、資料その他の②という資料をご覧いただきたいと思えます。

地域協議会の視察研修の件でございますけれども、これにつきましては今年度研修を実施することでご協議をいただいているところでございますけれども、視察先でございますが、事務局といたしましては、資料にございます栃木県の栃木市と、それから宇都宮市を候補に上げているところでございます。日程的には、1泊2日の日程でございまして、2カ所をできれば研修したいと考えているところでございます。

選定理由でございますけれども、栃木市でございますが、平成22年3月に1市3村で新設合併をいたしておりますので、この栃木市におきましては、玉山区と同様に合併特例区制度によりまして地域自治区を設置しているところでございます。ここは5年間の設置期間で、27年の3月まで設置をする予定になっております。

それから、宇都宮市でございますけれども、ここは平成19年3月に2町を編入合併したところでございまして、この宇都宮市につきましては合併特例区制度の地域自治区ではな

くて、地方自治法の規定に基づく地域自治会議条例によりまして自治会議を設置しております。この自治会議と申しますのは、例えば盛岡市で申しますと審議会とかそういう感じの、自治区ではございませんけれども、自治会議の意見を聞いてその地域の要望を吸い上げるというような形になっているようでございます。旧2町におきましては、旧役場庁舎を地域自治センターという形で設置をいたしております、それぞれ4課、6課の体制で、合併前の組織が中心になっているようでございますけれども、そういうところを活用して地域の要望等を上げている状況のようでございます。

研修の実施時期でございますけれども、7月中旬から下旬の予定をいたしております、全委員によります1泊2日での予定を考えているところでございます。ただ、時期につきましては、まだ研修先の市のほうから確認をいたしておりませんので、いつになるかまだ流動的ではございますけれども、今のところ7月18日の週に実施できればなというように事務局では予定しておりますので、この辺のあたり、時期あるいは視察先等についてご協議いただければと思っておりますので、よろしくご審議をいただければというふうに思います。

参考までに、これまでの研修の実績はここに書いてあるとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思えます。

そういうことで、研修先と、それから実施時期につきましてご協議をお願いいたしたいと思えます。

(福田会長) ただいま視察研修の日程等について、あるいは場所等について、今説明があったわけでございますが、皆さんからもご意見をいただきながら決定し、実施したいと思えますが、もっといいところがあるよという方もあろうかと思えますが、その辺を皆さんからも意見として出していただければと、こう思えますが。

いかがでしょうか。視察研究先はこの辺でよろしいですか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) 実施時期は。

いずれ研修先についても、まだ具体的に詰めに入っていないわけでございますが、皆さんのそういう意向を酌みながら、相手方とも折衝したいと、こう思えますので、この案でまず進めさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) では、こういう案で進めさせていただきます。視察研修については以上で終わります。

次に、何か。

(工藤参事) あとは、資料でございますけれども、皆様方のお手元に盛岡市緑の基本計画改訂版という冊子が、概要版でございますけれども、配付になっておりますので、これにつき

ましては後ほどご覧をいただきたいと思います。

それから、あと1つでございますけれども、好摩駅周辺整備事業の関係の資料でございますけれども、5月15日に好摩駅東西自由通路が開通をいたしております。そういうことで、ご利用いただいているところでございますけれども、好摩駅周辺につきましては、今年の手定でございまして、まず1つは東口の駅前広場の整備と、それからあと西側、現在の駅口の部分でございますけれども、これらの整備を今年度中に手定しているということで、今のところ7月から8月にかけて社会実験、要するに車の流れ等々を勘案しながら、駅前整備をどのような形にすればいいかというあたりを研究するということでございまして、その社会実験を経まして、年度内には整備を完了したいという手定になっているとのことでございまして、お知らせをいたしたいと思ひます。ただ、工程の関係につきましましては、震災の関係もございまして、原材料等の調達の関係もございまして、若干の変更はあるということも言われておりますので、一応めどといたしましては年度内に完成を手定しているものでございまして。

それから、次回の地域協議会ですが、これにつきましては7月の下旬、最後の週を手定いたしておりますので、この日程につきましては福田会長と調整をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

以上でございます。

(福田会長) 以上で事務局からの連絡等終わりますが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

(なし)

(福田会長) ないようですが、会議を閉じさせていただきたいと思ひますが、よろしいですか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) では、閉会といたしますので、ひとつお願ひいたします。

7 閉 会

(川村事務長) 皆様本当に今回も長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、本日の第32回地域協議会を終了させていただきます。次回もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

(15時35分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 佐々木

TEL683-2116 (内線 217)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp